

地域未来戦略の策定に伴う 県総合戦略の対応方針（案）

令和8年10月23日

神奈川県政策局自治振興部地域政策課

1 地域未来戦略の概要

(1) 地域未来戦略の全体構成

地域未来戦略の全体構成（計画期間は2030年度まで）

※「地方創生に関する総合戦略」（令和7年12月23日閣議決定）を変更。

令和8年7月21日
閣議決定

目標及び基本的方向

- ・47都道府県のどこに住んでいても、安全に生活することができ、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある社会を実現する。そのためには、強い地域経済の構築が不可欠。
- ・地方に大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成していくとともに、地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図っていく。
- ・これを通じて、新たな人材や企業の集約が進み、新たに働く場所が創られ、良質な雇用が創出され、所得の増加が消費マインドの改善をもたらし、それが更なる投資や経済発展につながる。また、豊かな生活環境や、若者や女性にも選ばれる地方を実現することにより、強い地域経済を下支えしていく。これにより、日々の暮らしと未来への不安を希望へと変え、「日本列島を、強く豊かに」していく。

政策目標

強い地域経済の構築

- ・「日本成長戦略」との連携の下、大規模な投資を呼び込み、各地に産業クラスターを戦略的に形成。
- ・地方の大きな伸び代である多様で魅力ある地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図る。

豊かな生活環境の実現

- ・持続可能な生活インフラの実現
- ・地域の暮らしの満足感向上

選ばれる地方の実現

- ・魅力が感じられる地方の実現

施策

- ・産業クラスターの形成に伴う高付加価値型産業創出
 - A.戦略産業クラスター計画
 - B.地域産業クラスター計画
 - C.地場産業成長プラン
- ・地域の産業クラスター・地場産業を支える仕組みづくり
(計170施策)

- ・公共交通の維持
- ・買物環境の維持
- ・インフラの維持
- ・災害対応の強化の促進
- ・満足できる子育て・医療・介護・福祉サービスの実現
- ・持続可能なまちづくり (計121施策)

- ・多様性に富んだ地方の実現
- ・地域の男女共同参画・女性活躍の推進
- ・教育環境整備の推進
- ・都市と地方の共生の実現
- ・地方への移住推進
(計63施策)

横断的施策

人的支援・人材育成／情報支援・デジタルツールの整備／規制・制度改革／財政・金融による支援等／その他（政府関係機関の地方移転、広域リージョン連携 等）
(計23施策)

(合計 377施策) ※施策数は再掲含む。

進捗や成果を客観的かつ的確に把握できるKPIを設定し、PDCAサイクルを徹底。

(2) 地域未来戦略と総合戦略の関係

■地域未来戦略と総合戦略の関係

地域未来戦略 = 「地方創生に関する総合戦略」(R7.12.23閣議決定)の変更とされ、
まち・ひと・しごと創生法で規定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と位置づけ
(「地域未来戦略」目次の注釈)



地方版総合戦略での「地域未来戦略」の勘案が必要(まち・ひと・しごと創生法第9条第1項)
であることから、**「第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の対応を検討**

(参考) 地域未来戦略に関する計画等の整理

地域未来戦略(R8.7.21閣議決定)

強い地域経済の構築に重点を置いた新たな取組に加え、これまでの地方創生で進めてきた取組も含めた**全体戦略**

※まち・ひと・しごと創生法第8条第1項に規定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定

地方版総合戦略は国の総合戦略(=地域未来戦略)を勘案して策定・改訂するとされる

地域未来戦略の政策パッケージ

(R8.6.24地域未来戦略に関する関係副大臣等会議決定)

経済に重きを置いた取組を進めていくために、地方に大規模な投資を呼び込み、地域に産業クラスターを戦略的に形成していくとともに、地方の大きな伸び代である多様で魅力ある地域資源を最大限に活用し、地場産業を含む地域の産業、地域経済の持続的な成長を図っていくための**政策パッケージ**

地域の産業の形成を進めるための3種類の計画

▼国が総合戦略とは別に策定▼

戦略産業クラスター計画

策定主体：国

日本成長戦略における17の戦略分野に関連する企業の大規模投資を起点として形成される産業クラスターの計画

▼地方(都道府県・市町村)が総合戦略とは別に策定▼

地域産業クラスター計画

策定主体：都道府県(又は政令市)

都道府県が主体となって形成を進める産業クラスターの計画

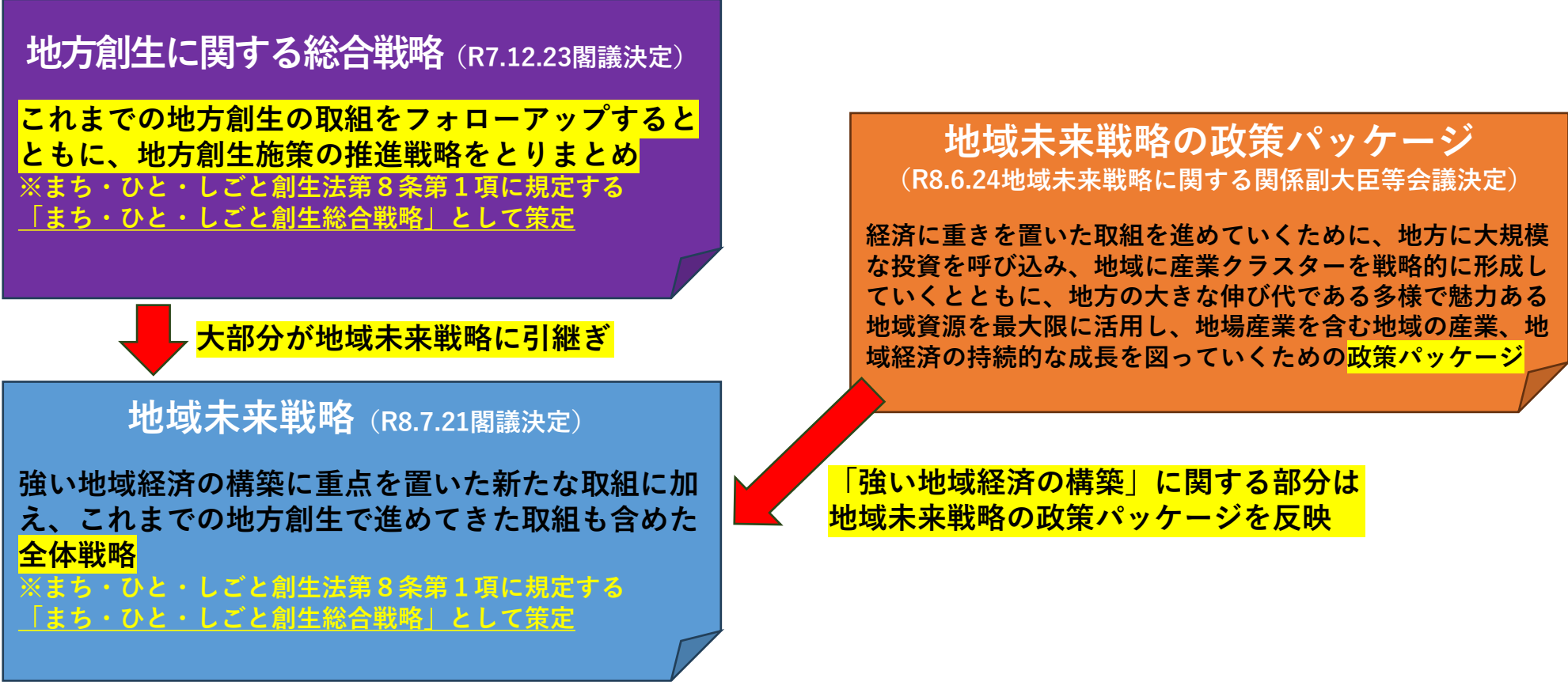
地場産業成長プラン

策定主体：市町村又は都道府県

地域に根ざす農林水産業、食品加工業、観光・スポーツビジネス、伝統工芸品等地域資源を活用した多様な産業の発展を促す計画

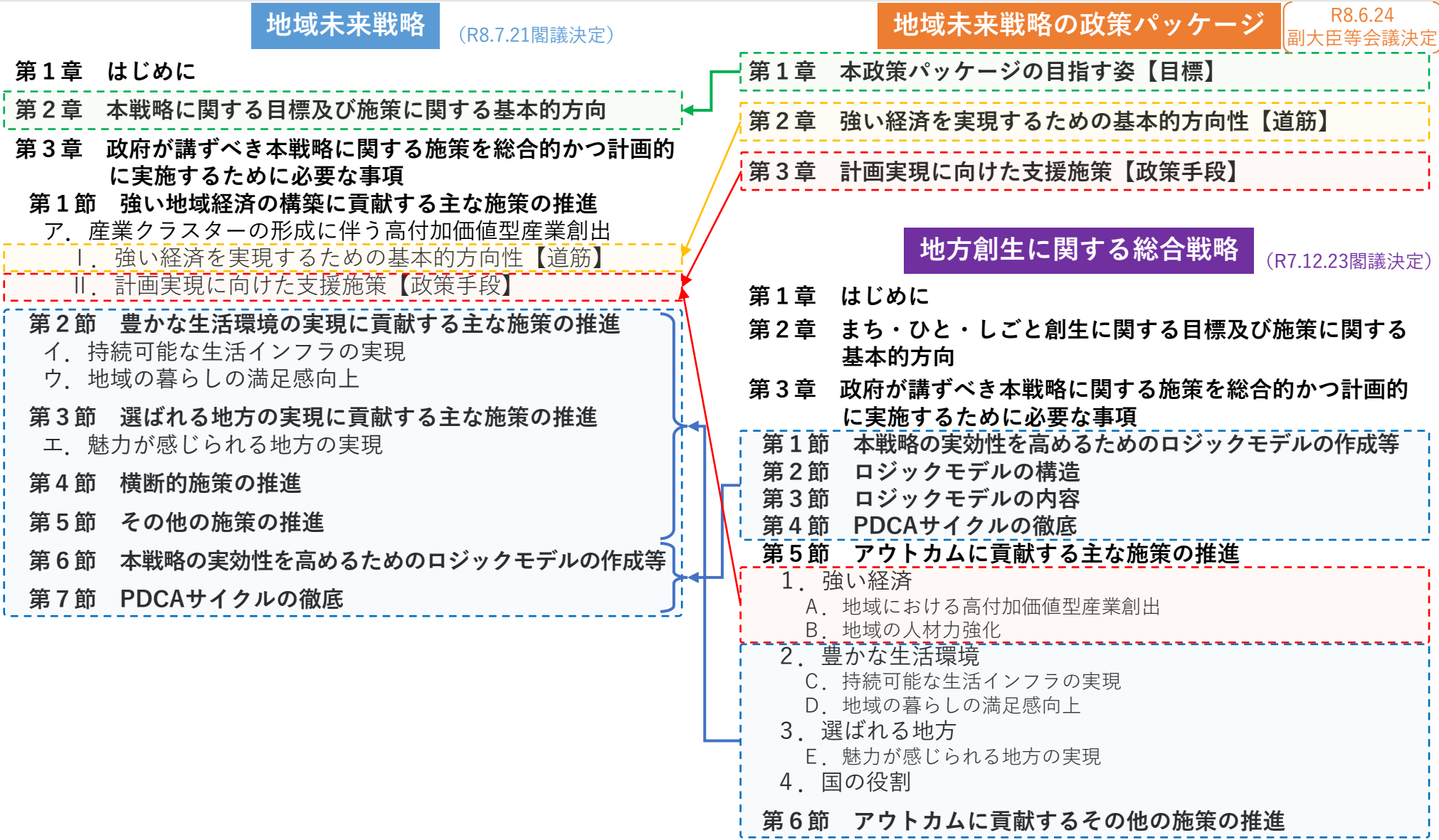
2 地域未来戦略の分析

(1) 地域未来戦略と地域未来戦略の政策パッケージ・地方創生に関する総合戦略関係図



- **地域未来戦略** (R8.7.21閣議決定) の内容
- 目標及び基本的方向は「地域未来戦略の政策パッケージ」の内容を反映
ただし、地方創生2.0基本構想 (R7.6.13閣議決定) で掲げためざす姿や基本姿勢・視点なども踏まえて推進
 - 3つの政策目標のうち、
強い地域経済の構築 ⇒ 「地域未来戦略の政策パッケージ」の内容を反映
豊かな生活環境の実現 ⇒ 「地方創生に関する総合戦略」の内容を踏襲
選ばれる地方の実現
- 地方創生2.0基本構想で掲げためざす姿
- ① 「強い」経済
 - ② 「豊かな」生活環境
 - ③ 「新しい日本・楽しい日本」

(2) 地域未来戦略と地域未来戦略の政策パッケージ・地方創生に関する総合戦略の比較



3 県における対応の検討

(1) 地域未来戦略の分析のまとめと国から地方に求めること

■地域未来戦略での新たな要素

- 新規要素は「地域未来戦略の政策パッケージ」の内容が反映される程度であり、それ以外は**取組内容も含めて概ね「地方創生に関する総合戦略」を踏襲したもの**となっている
 - 地域未来戦略において策定するとされている「3つの種類の計画※」は、地域未来戦略や地方版総合戦略とは別に策定するものとなっている
- ※3つの種類の計画：「戦略産業クラスター計画」、「地域産業クラスター計画」、「地場産業成長プラン」

■国から地方に求めること

地域未来戦略の策定を受けて、国から地方版総合戦略について次のようなことが求められた

- ✓ **地域未来戦略を勘案した地方版総合戦略の策定・改訂要否については、それぞれの地域の実情に応じて検討**

「地方創生に関する総合戦略」策定時に、地域の実情に応じて、国の総合戦略を勘案した地方版総合戦略の検討・策定・改訂に努めていただく等、対応をお願いしたところであり、「地方創生に関する総合戦略」を勘案して地方版総合戦略を策定・改訂している地方公共団体においては、今般の本戦略の策定に伴い、必ずしも地方版総合戦略を策定・改訂いただく必要はない

- ✓ 地方公共団体が主体となって策定し、実施していくこととなる「地域産業クラスター計画」「地場産業成長プラン」は、別の特定の様式をもって個別に作成・提出いただくことを基本

(2) 第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の対応

今回の地域未来戦略の策定をもって 第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂は行わない

(改訂が不要である理由)

- 昨年度、「地方創生に関する総合戦略」への対応を検討した際に、「地方創生に関する総合戦略」に掲げられた政策は、県の総合戦略でも位置付けられると整理し、県総合戦略の改訂を見送り
- 今回の地域未来戦略は「地方創生に関する総合戦略」を概ね踏襲していることから、「地方創生に関する総合戦略」と同様に、県の総合戦略を改訂しなくても「地域未来戦略」の考え方はカバーできると考えられる
- 地域未来戦略では「強い地域経済の構築」を前面に打ち出しているが、県総合戦略の基本目標1では「神奈川の成長力を生かして魅力的なしごとを産み出し、一人ひとりが生き生きと働ける社会を創る」を掲げており、既に地域産業活性化の取組を幅広く位置付けていること
- 県では「B.地域産業クラスター計画」を策定しており、既により強い地域経済の構築に向けて取り組みを進めていること